

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.13
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	高橋 伸彰
【住所又は本店所在地】	東京都文京区
【報告義務発生日】	令和2年2月6日
【提出日】	令和2年2月14日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	2
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	提出者1の単体保有割合が1%以上減少したこと 株券等保有割合が1%以上減少したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社フィル・カンパニー
証券コード	3267
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所 市場第一部

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	高橋 伸彰
住所又は本店所在地	東京都文京区
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	会社役員
勤務先名称	合同会社NOB
勤務先住所	東京都文京区湯島2丁目4番3号

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	合同会社NOB 代表社員 高橋 伸彰
電話番号	090-4597-5728

(2)【保有目的】

発行会社の創業者であり、安定株主として保有しております。

(3)【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
--	-------------------	--------------------	--------------------

株券又は投資証券等（株・口）	1,459,400		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 1,459,400	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		1,459,400
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和2年2月6日現在）	V	5,778,000
上記提出者の株券等保有割合（%） （T/（U+V）×100）		25.26
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）		26.88

（5）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和2年1月20日	普通株式	11,300	0.20	市場内	処分	
令和2年1月21日	普通株式	5,500	0.10	市場内	処分	
令和2年1月22日	普通株式	7,600	0.13	市場内	処分	
令和2年1月23日	普通株式	6,200	0.11	市場内	処分	
令和2年1月24日	普通株式	5,900	0.10	市場内	処分	
令和2年1月27日	普通株式	7,100	0.12	市場内	処分	
令和2年1月28日	普通株式	6,800	0.12	市場内	処分	
令和2年1月29日	普通株式	7,000	0.12	市場内	処分	

令和2年1月30日	普通株式	18,400	0.32	市場内	処分	
令和2年2月6日	普通株式	93,800	1.62	市場外	処分	4,023

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、平成30年1月12日付で、能美裕一氏（以下「能美氏」といいます）及び合同会社NOBとの間で、株主間契約を締結しました。

同契約には、提出者が発行会社の取締役を退任した日から2年間を経過する日までの期間中に、提出者が保有する発行会社の株式を売却その他処分する場合には、能美氏の書面による事前の承諾が必要であり、具体的な売却等の方法及び時期について能美氏の指示に従うこと、提出者が発行会社の取締役を退任した日から2年間を経過する日までの期間中に、当該株式について議決権を行使する場合には、能美氏の書面による事前の承諾が必要であること等が規定されています。

平成30年5月29日付で、日本証券金融株式会社との間で保有株式のうち54,000株について、同社に対し、担保として提供する旨を合意しております。

令和2年1月31日付で、以下の特定有価証券信託契約を締結し、当該契約に基づき令和2年2月6日に普通株式93,800株の売買取引が完了いたしました。

受託者：三井住友信託銀行

目的：信託された株式の処分

契約期間：令和2年1月31日～令和2年2月10日

信託された株式数：288,000株

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	31,532
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	平成29年4月15日 1:2の株式分割により、852,000株を無償取得
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	31,532

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

2 【提出者（大量保有者） / 2】

(1) 【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（合同会社）
氏名又は名称	合同会社NOB
住所又は本店所在地	東京都文京区湯島2丁目4番3号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成25年9月25日
代表者氏名	高橋 伸彰
代表者役職	代表社員
事業内容	有価証券の投資、売買、保有及び運用

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	合同会社NOB 代表社員 高橋 伸彰
電話番号	090-4597-5728

(2) 【保有目的】

発行会社の創業者の資産管理会社であり、安定株主として保有しております。
-------------------------------------

(3) 【重要提案行為等】

該当事項はありません。
-------------

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	90,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 90,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		

共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S	
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T	90,000
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U	

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和2年2月6日現在）	V	5,778,000
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		1.56
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）		1.56

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

<p>提出者は、平成30年1月12日付で、能美裕一氏（以下「能美氏」といいます）及び高橋伸彰氏（以下「高橋氏」といいます）との間で、株主間契約を締結しました。</p> <p>同契約には、高橋氏が発行会社の取締役を退任した日から2年間を経過する日までの期間中に、提出者が保有する発行会社の株式を売却その他処分する場合には、能美氏の書面による事前の承諾が必要であり、具体的な売却等の方法及び時期について能美氏の指示に従うこと、高橋氏が発行会社の取締役を退任した日から2年間を経過する日までの期間中に、当該株式について議決権を行使する場合には、能美氏の書面による事前の承諾が必要であること等が規定されています。</p>
--

（７）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）		900
借入金額計（X）（千円）		
その他金額計（Y）（千円）		
上記（Y）の内訳	平成29年4月15日 1:2の株式分割により、45,000株を無償取得	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）		900

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

### 第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

### 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

#### 1【提出者及び共同保有者】

- (1) 高橋 伸彰
- (2) 合同会社NOB

#### 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

##### (1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	1,549,400		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 1,549,400	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,549,400
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

##### (2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和2年2月6日現在)	V	5,778,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		26.82
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		28.44

( 3 ) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
高橋 伸彰	1,459,400	25.26
合同会社NOB	90,000	1.56
合計	1,549,400	26.82